

調布市教育プラン、調布市特別支援教育推進計画、調布市不登校児童・生徒への支援プラン策定等業務委託

事業者候補選定プロポーザル 実施要領

1 業務概要

(1) 件名

調布市教育プラン、調布市特別支援教育推進計画、調布市不登校児童・生徒への支援プラン策定等業務委託

(2) 業務目的

ア 調布市教育プラン（以下「教育プラン」という。）

教育プランは、調布市の教育振興基本計画として、学校教育・社会教育分野の諸計画を包括し、総合化する役割を担うとともに、調布市の教育行政を推進するための基本的指針を示すものである。

本委託業務は、教育プラン策定（令和9年度から令和12年度を計画期間とする）に係る業務の全般的な支援及び計画書の作成を主な目的とする。

イ 調布市特別支援教育推進計画（以下「推進計画」という。）

推進計画は、調布市における特別支援教育推進の基本的な方向を示す計画である。

本委託は、推進計画策定（令和9年度から令和12年度を計画期間とする）に係る業務の全般的な支援及び計画書の作成並びに教育プランとの調整を主な目的とする。

ウ 調布市不登校児童・生徒への支援プラン（以下「支援プラン」という。）

支援プランは、調布市における不登校児童・生徒への支援の基本的な指針を示す計画である。

本委託は、支援プラン策定（令和9年度から令和12年度を計画期間とする）に係る業務の全般的な支援及び計画書の作成並びに教育プランとの調整を主な目的とする。

(3) 業務内容

別紙「調布市教育プラン策定等業務委託仕様書（案）」、「調布市特別支援教育推進計画策定等業務委託仕様書（案）」及び「調布市不登校児童・生徒への支援プラン策定等業務委託仕様書（案）」のとおり。

なお、教育プラン策定、推進計画策定及び支援プラン策定に当たっては、それぞれ検討委員会を設置し、個別に検討を行う。

2 契約期間

契約締結日（令和8年4月上旬予定）から令和9年3月31日まで

3 予算

13,640,000円（税込）【見積限度額】

※調布市議会で予算承認を得ることを要件とする。

4 実施形式

公募型プロポーザル方式

5 参加資格

申込時において、次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 都市計画・交通関係調査業務若しくは市場・補償鑑定関係調査業務のうちいずれかの営業種目において、調布市での競争入札参加資格を有していること。
- (2) 調布市指名停止等措置要綱（平成18年調布市要綱第220号）による指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年号外政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。
- (4) 相互に資本関係又は人的関係にある者が本プロポーザルに参加していないこと。
- (5) 調布市暴力団排除条例（平成24年調布市条例第27号）第2条第6号に規定する暴力団関係者に該当しないこと。

- (6) 調布市契約における暴力団等排除措置要綱（平成 25 年調布市要綱第 8 号）に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。
- (7) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく事業協同組合にあっては、その構成員が同一のプロポーザルに参加していないこと。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (9) 申込において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (10) 自治体の教育振興基本計画の策定または支援業務として、過去 5 年間に、東京都内のいずれかの自治体の業務受託実績を 1 件以上有すること。

6 候補者選定方法

以下(1)～(3)の審査を順に行い候補者を決定する。

- (1) 本プロポーザルに応募した事業者に対して、本実施要領（以下「要領」という。）7(1)により提出された参加申込書等により審査を行う（参加資格審査）。
- (2) (1)により参加資格を満たした事業者に対して、要領 7(4)により提出された企画提案書等により審査を行う（企画提案書等の書類審査）。
- (3) (2)による審査を通過した事業者に対して、要領 7(8)によるプレゼンテーション審査を行う（プレゼンテーション審査）。

7 募集方法及び審査方法

(1) 申込方法及び期間

本プロポーザルへ応募する事業者（以下「事業者」という。）は、要領 9 に記載の参加申込締切日の正午（令和 8 年 1 月 28 日正午）までに、以下の提出書類を必要部数用意し、教育部教育総務課（調布市教育会館 4 階）へ持参又は郵送（必着）により提出しなければならない。

書類	部数	備考
① 参加申込書 様式1	正本1部	
② 業務実績調書 様式2 過去5年間における「5参加資格(9)」における受託実績を記載	正本1部 副本10部	副本は、会社名・住所等がわからぬないようにすること
③ 実施体制調書 様式3	正本1部 副本10部	副本は、会社名・住所等がわからぬないようにすること
④ 会社概要（様式自由・パンフレット可） 以下の内容は必ず記載 (ア) 会社名 (イ) 代表者名 (ウ) 資本金 (エ) 事業内容 (オ) 本業務を担当する支店又は営業所等の名称及び所在地	正本1部	

なお、実施要領及び様式1～様式5については、教育部教育総務課で配布するほか、市ホームページの下記に掲載する。

【市トップページ→産業・しごと→入札・契約→プロポーザル情報→実施中の案件・ガイドライン】

(2) 質疑応答

申込、参加資格の審査及び事業内容に関する質疑のある事業者は、質問事項、会社名、担当者名、電話番号、電子メールアドレスを明記のうえ、質問書（様式5）にて、要領9に記載の参加資格・事業内容に関する質問受付締切日の正午（令和8年1月21日の正午）までに教育部教育総務課（soumu@city.chofu.lg.jp）へ電子メールで提出することとする。

回答は、要領9に記載の参加資格・事業内容に関する質問回答日（令和8年1月22日）までに、隨時、市ホームページに掲載する。

(3) 参加資格審査及び審査結果の通知

本プロポーザルに応募した事業者全員に対し、別途定める審査要項に基づき審査し、要領9に記載の参加資格審査結果通知日（令和8年1月29日）に書面にて結果を通知する。また、書面の通知と併せて電子メールを送信する。

なお、参加資格に満たないと判断された事業者は、その理由について、

要領 9 に記載の参加資格審査結果に対する質問受付締切日の正午（令和 8 年 2 月 3 日の正午）までに、書面又は電子メールにて説明を求めることができる。また、回答は令和 8 年 2 月 4 日までに書面又は電子メールにて行う。

(4) 企画提案書の提出

参加資格審査の結果、参加資格を満たすとされた事業者は、要領 9 に記載の企画提案書締切日の正午（令和 8 年 2 月 9 日の正午）までに、次の書類を必要部数用意し、教育部教育総務課へ持参又は郵送（必着）により提出しなければならない。

書類	部数	備考
① 企画提案書 (提案書表紙： <u>様式 4</u> 、企画書：様式自由・A4 15 ページ以内左綴じ)	正本 1 部 副本 10 部	下記(5) 企画提案書作成上の留意点を参照のうえ、作成すること。 副本は、会社名・住所等がわからぬないようにすること
② 業務スケジュール (様式自由)	正本 1 部 副本 10 部	会議等の具体的な実施予定を記載すること。 副本は、会社名・住所等がわからぬないようにすること
③ 経費見積書 (様式自由・A4 縦左綴じ)	正本 1 部 副本 10 部	見積の総額が見積限度額を超えないこと。 副本は、会社名・住所等がわからぬないようにすること

(5) 企画提案書作成上の留意点

- ア 要点を押さえてわかりやすく簡潔に記載すること。
- イ 様式自由とするが、実施要領の「1 業務概要 (3) 業務内容」を達成するために必要な業務推進方法等について記載すること。
- ウ 次の項目については必ず記載すること。
 - (ア) 業務委託の進行における全体フロー
 - (イ) 市の教育行政を取り巻く社会潮流、国や都の動向、近隣自治体の状況、教育プランにおいては少子高齢化の中での市の人口動向や今後を展望した中長期的な視点など、計画策定に当たっての着

眼点

- (ウ) 現行教育プラン策定後の社会変容を踏まえた課題整理の視点、
課題抽出の手順、施策の方向性の検討の視点
- (エ) こども基本法第11条の規定に基づき、子どもからの意見を幅
広く聴取するために必要な具体的な手法の提案や支援。また、子
ども・若者や子育て世帯、関係機関等からの意見聴取・意見反映
に必要な具体的な手法の提案や支援

(6) 質疑応答

企画提案に関する質疑のある事業者は、質問事項、会社名、担当者名、
電話番号、電子メールアドレスを明記のうえ、参加資格審査の結果、参
加資格を満たすとされた事業者に限り、質問書（様式5）にて、要領9
に記載の企画提案に対する質問受付締切日の正午（令和8年2月3日の
正午）までに教育部教育総務課（soumu@city.chofu.lg.jp）へ電子メー
ルで提出することとする。

回答は、要領9に記載の企画提案に対する質問回答日（令和8年2月
4日）までに、参加資格を満たすとされた全事業者宛てに書面又は電子
メールにて行う。

(7) 一次審査及び審査結果の通知

企画提案書を提出した事業者に対して、調布市教育プラン、調布市特
別支援教育推進計画、調布市不登校児童・生徒への支援プラン策定等業
務委託事業者候補選定プロポーザル審査委員会（以下「委員会」とい
う。）にて、企画提案書等による書類審査を行う。詳細は要領8のとおり。
当該審査を行った全事業者に対し、要領9に記載の一次審査結果通
知日（令和8年2月20日）に書面にて結果を通知する。また、書面の
通知と併せて電子メールを送信する。

なお、一次審査を通過しなかった事業者は、審査結果について、要領
9に記載の一次審査結果に対する質問受付締切日の正午（令和8年2月
26日の正午）までに書面又は電子メールにて説明を求めることが可能
である。回答は令和8年3月3日までに書面又は電子メールにて行う。

また、企画提案書を提出した事業者が4者未満であった場合は、一次

審査での事業者の順位付けは行わず、企画提案書を提出した全ての事業者に対してプレゼンテーション審査を実施する。

(8) プrezentation審査

一次審査を通過した上位3事業者（企画提案書を提出した事業者が4者未満であった場合は、企画提案書を提出した全ての事業者）に対して、プレゼンテーション審査を要領9に記載の第3回審査委員会開催日（プレゼンテーション審査日）（令和8年3月11日）に実施する。当日のプレゼンテーションは、本業務を受託した場合において実際に担当する技術者が行うこと。

(9) プrezentation要約資料の事前提出

プレゼンテーション審査に参加する事業者は、プレゼンテーションを要約した資料（スライド等）の写しを正本1部、副本10部用意し、要領9に記載のプレゼンテーション審査資料提出日の正午（令和8年3月4日の正午）までに、教育部教育総務課へ持参又は郵送（必着）により提出しなければならない。（副本は、会社名・住所等がわからないようすること。）

(10) 選定結果の通知

選定結果は、プレゼンテーション審査を行った全事業者に対し、要領9に記載の選定結果の通知日（令和8年3月12日）に書面にて通知するものとする。また、書面の通知と併せて電子メールを送信する。

なお、当該審査により選定されなかった事業者は、審査結果について要領9に記載の審査結果に対する質問受付締切日の正午（令和8年3月18日の正午）までに書面又は電子メールにて説明を求めることができる。また、回答は令和8年3月25日までに書面又は電子メールにより行う。

8 審査概要

(1) 委員会の設置

委員会を設置し、企画提案書類等の審査を行う。

(2) 委員構成

委員会は、市長が任命する7人以内で構成する。

(3) 審査方法

審査委員は、事業者から提出された企画提案書等の審査及び事業者からのプレゼンテーションを受け、企画提案内容を総合的に評価する。

(4) 一次審査及びプレゼンテーション審査

ア 一次審査

企画提案書を提出した事業者に対して、企画提案書等による書類審査を行う。得点の高い順に、上位3事業者までを次のプレゼンテーション審査の対象とする。

なお、企画提案書を提出した事業者が4者未満であった場合は、一次審査での事業者の順位付けは行わず、参加資格を満たす事業者全員に対してプレゼンテーション審査を実施する。

イ プrezentation審査

一次審査を通過した上位3事業者（企画提案書を提出した事業者が4者未満であった場合は、企画提案書を提出した全ての事業者）に対して、プレゼンテーション審査を実施する。当日のプレゼンテーションは、本業務実施時の担当技術者が行うこととする。

ウ 審査・評価の視点（予定）

以下の視点を踏まえ、審査を行うものとする。

(ア) 業務実績及び実施体制

(イ) 調布市の特性を踏まえた業務に係る知識や理解度

(ウ) 企画提案能力、創意工夫

(エ) 業務遂行能力（的確性及び実現性）

(オ) 業務スケジュール

(カ) 経費見積

(キ) プrezentation能力

エ 審査・評価の基準、項目及び配点

別に定める。

オ 選定

(ア) 一次審査（企画提案書等の書類審査）

- a 各委員は、企画提案書等の書類を審査し、審査基準による評価得点の高いものから参加事業者の順位を定める。
- b aにより、複数の参加事業者において評価得点が同点のときは、各委員は総合的な評価により、当該参加事業者の順位を定める。
- c a及びbにより、委員から第1位の順位を獲得した数の多い事業者から順に上位3事業者までを一次審査通過者として選定する。なお、複数の参加事業者において、第1位の順位獲得数が同数の場合には、当該参加事業者において第2位の順位獲得数の多い参加事業者を上位とする。また、第1位の順位獲得数及び第2位の順位獲得数いずれも同数の場合には、当該参加事業者において、各委員の評価得点の合計が最も高い参加事業者を上位とする。

(イ) 二次審査（プレゼンテーション審査）

- a 委員は、参加事業者からのプレゼンテーションを受け、審査基準による評価得点の高いものから参加事業者の順位を定める。
- b aにより、複数の参加事業者において評価得点が同点のときは、各委員は総合的な評価により、当該参加事業者の順位を定める。
- c a及びbにより、委員から最も多く第1位の順位を獲得した事業者を委託事業者候補として選定する。なお、複数の参加事業者において、第1位の順位獲得数が同数の場合には、当該参加事業者において第2位の順位獲得数の多い参加事業者を上位とする。また、第1位の順位獲得数及び第2位の順位獲得数いずれも同数の場合には、当該参加事業者において、各委員の評価得点の合計が最も高い参加事業者を上位とする。
- d 複数の事業者から応募があった場合は、第2位の順位以下についても順位を定めるものとする。

(ウ) その他

- a 最低基準

候補者の選定に当たっては、評価に最低基準を設け、事業者の評価が最低基準に満たないときは、当該事業者を候補者として選定しない。

b 候補者選定後、上位の事業者が辞退又は失格となったときは、下位の事業者の順位を繰り上げて、順位を定めるものとする。

カ 選定結果の報告

委員会は選定結果を調布市長に報告する。

キ 候補者の決定

調布市長は、前項目の報告に基づき、候補者を決定する。

ク 選定結果の通知

(ア) 結果通知

要領9に記載の選定結果の通知日（令和8年3月12日）に当該審査を行った全事業者に対し、書面にて通知するものとする。また、書面の通知と併せて電子メールを送信する。

(イ) 結果に関する問い合わせ

審査により選定されなかった業者は、審査結果について要領9に記載の審査結果に対する質問受付締切日の正午（令和8年3月18日の正午）までに書面にて説明を求めることができる。

9 日程表

日程	内容
令和8年1月 6日(火)	第1回審査委員会
令和8年1月14日(水)	公示、ホームページへの掲載
令和8年1月21日(水)	参加資格・事業内容に関する質問受付締切日（正午）
令和8年1月22日(木)	参加資格・事業内容に関する質問回答日
令和8年1月28日(水)	参加申込締切日（正午）
令和8年1月29日(木)	参加資格審査結果通知日
令和8年2月 3日(火)	<ul style="list-style-type: none">・参加資格審査結果に対する質問受付締切日（正午）・企画提案に対する質問受付締切日（正午）
令和8年2月 4日(水)	<ul style="list-style-type: none">・参加資格審査結果に対する質問回答日・企画提案に対する質問回答日

令和8年2月 9日(月)	企画提案書締切日（必要書類提出期限）（正午）
令和8年2月 17日(火)	・第2回審査委員会（書類審査）
令和8年2月 20日(金)	・一次審査結果通知日 ・プレゼンテーション審査開催通知日
令和8年2月 26日(木)	一次審査結果に対する質問受付締切日（正午）
令和8年3月 3日(火)	一次審査結果に対する質問回答日
令和8年3月 4日(水)	プレゼンテーション審査資料提出日（正午）
令和8年3月 11日(水)	第3回審査委員会開催日（プレゼンテーション審査日）
令和8年3月 12日(木)	選定結果の通知日
令和8年3月 18日(水)	審査結果に対する質問受付締切日（正午）
令和8年3月 25日(水)	審査結果に対する質問回答日

10 参加の辞退

本件の参加申込後、参加を辞退する場合は、速やかに教育部教育総務課に電話連絡のうえ、社名（社印の押印）、代表者名（代表印の押印）、担当者名を明記した参加辞退届を教育部教育総務課に持参又は郵送すること。参加辞退届は調布市長宛とすること。

11 情報公開及び提供

(1) 基本方針

調布市情報公開条例（平成11年調布市条例第19号）（以下「公開条例」という。）に基づき、原則として市政情報を全部公開としていることから、本プロポーザル実施に関する情報について、情報公開及び情報提供するものとする。ただし、公開条例第7条第2号及び第3号により、個人に関する情報及び法人その他の団体に関する情報を公にすることにより、法人などの事業活動上の正当な利益を害するものについては、非公開とする。

(2) 情報提供の内容、方法など

本プロポーザルの募集内容及び選定結果は、市ホームページに公表する。

ただし、候補順位が2位以下の事業者名及び審査委員ごとの評価点は公表しない。

また、候補者決定前においては、参加事業者数、参加事業者名その他参加事業者に関する情報については公表しない。

12 その他の留意事項

(1) 事業者から提出された書類等（以下「提出書類等」とする。）の取り扱い

ア 1事業者からの提案は、1提案とする。

イ 提出書類に関しては、原則として追加・変更を認めない。ただし、市が認めた場合は、この限りでない。

ウ 提出書類等は、理由の如何に関わらず返却しない。

エ 提出書類等は、候補者の選定を行う作業に必要な範囲で複製することがある。

(2) 必要経費

応募に際して要した費用は、事業者の負担とする。

(3) 失格要件

契約締結までに次に掲げる事項に該当することが判明した事業者は失格とし、当該事業者を候補者として選定しない。

なお、失格事項に該当した事業者は、判明した時点以降の本プロポーザル手続きに参加できないものとする。

また、失格事項に該当することが判明した時点で順位が定まっている場合には、当該事業者の順位を無効とし、次順位以降の事業者の順位を繰り上げるものとする。

ア 「5 参加資格」に記載した条件を満たしていない、又は、選定までに満たさなくなった場合

イ 必要書類が提出期限後に到達した場合。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合にはこの限りではない。

ウ 提出書類に不備がある場合（必要事項が未記入、押印がないものを含む）

- エ 書類等の提出, 回答, 報告等, 市の必要と認める事項を正当な理由がなく拒否した場合
- オ 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- カ 見積書が見積限度額を超える場合
- キ 見積書と内訳書の金額が一致しない場合
- ク 談合その他の不正行為, 審査の透明性・公平性を害する行為があつたと認められる場合
- ケ 上記事項に掲げるもののほか, 公平かつ適正な事務手続等ができないものと認められる場合

(4) 契約

- ア 本プロポーザルは, 企画・提案能力のある候補者を選定するものであり, 契約の締結を担保するものではない。
- イ 候補者を選定後, 双方協議のうえ業務の詳細についての仕様書を定める。
- ウ 当該業務を実施するうえで, 仕様の変更を余儀なくされる場合は, 双方の協議により定めることができる。
- エ 候補者の決定以後に「5 参加資格」に記載した条件を満たさなくなつた場合には, 契約を締結しないことがある。

(5) 本事業は, 調布市議会において予算等の必要な事項が承認されることを前提とする。

予算確保ができなかつた場合は, 本事業は実施しない。

(6) 委託料の支払いは, 教育プラン, 推進計画及び支援プランに関する業務が終了し, 所定の納品検査終了後, 受託者からの請求に基づき支払うものとする。

(7) この基本方針に定めるもののほか必要な事項は, 別に定める。

(8) この審査に関する事務は, 教育部教育総務課が取りまとめる。

13 問い合わせ先

調布市教育委員会 教育部教育総務課 担当: 遠藤・市川

〒185-8511 調布市小島町2-36-1 調布市教育会館4階

電話 : 042-481-7465 FAX : 042-481-6466

Email : soumu@city.chofu.lg.jp

附 則

この要領は、令和8年1月6日から施行し、本業務に係る委託契約の締結をもって廃止する。